

生食発 0226 第 2 号  
令和 2 年 2 月 26 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

既存添加物名簿の一部を改正する件及び食品、添加物等の  
規格基準の一部を改正する件について

既存添加物名簿の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 42 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 43 号）が本日告示され、これにより既存添加物名簿（平成 8 年厚生省告示第 120 号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

## 記

### 第 1 改正の概要

#### 1 既存添加物名簿関係

消除予定添加物名簿（平成 31 年厚生労働省告示第 45 号）に記載されている添加物のうち、別紙に掲げる添加物の名称を既存添加物名簿から消除したこと。

#### 2 規格基準告示関係

上記 1 で消除する添加物のうち、規格基準告示において製造基準が設定されている 1 品目（香辛料抽出物（チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。)) について、製造基準を削除したこと。

## 第2 適用期日

告示日から適用すること。

## 第3 運用上の注意

既存添加物名簿から削除された添加物については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、その販売、又は販売の用に供するための製造、輸入、加工若しくは使用等が禁止されるものであること。

既存添加物名簿から削除する品目（9品目）

名称
イタコン酸
魚鱗箔(魚類の上皮部から抽出して得られたものをいう。)
クーロー色素(ソメモノイモの根から抽出して得られたものをいう。)
香辛料抽出物(チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。)
骨炭色素(骨を炭化して得られた、炭素を主成分とするものをいう。)
シアナット色素(シアノキの果実又は種皮から抽出して得られたものをいう。)
フェリチン
ヘゴ・イチョウ抽出物(イチョウ及びヘゴの葉から抽出して得られたものをいう。)
レバン(枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)